

○只見町地域健康増進活動等施設整備補助金交付要綱

平成20年12月26日訓令第23号

只見町地域健康増進活動等施設整備補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、健康ただみ21計画（平成20年3月策定。）に基づき地域のふれあいの場、いこいの場及び健康づくりの場として施設を整備する民間事業者等に対し、当該施設の整備に要する経費について、予算の範囲内において、只見町補助金等の交付等に関する規則（平成12年只見町規則第4号）及びこの要綱の定めるところにより補助金を交付する。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる事業者は、事業者の事業計画及び地域の需要等を勘案し町長が決定した事業者とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、次のとおりとする。ただし、介護保険サービスのための事業は対象としないものとする。

- (1) 健康づくりに資する事業
- (2) 介護予防に資する事業
- (3) 地域コミュニティーづくりに資する事業
- (4) その他町長が特に認めた事業

(対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費及び補助金の額は、次のとおりとし、運営費は補助対象としないものとする。

対象経費区分	補助金の額
施設修繕工事費	2分の1以内。ただし、その他の助成等がある場合には、その金額を除いた金額に対して適用する。 50万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添付して、

町長に申請しなければならない。

- (1) 事業実施計画書及び予算書
- (2) 設計図書（平面図等）
- (3) 見積書、工事費内訳書
- (4) その他町長が必要と認める書類
（実績報告）

第6条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業が完了したときは、速やかに補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 事業収支決算書
- (2) 完成写真
- (3) その他町長が必要と認める書類
（交付の制限）

第7条 この要綱による補助金を交付した施設については、修繕に対しては、補助金を交付した翌年から起算して10年を経過しなければ、この要綱による補助金を受けることができない。
（雑則）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。